

事業手法の概要

①設置管理許可制度

設置管理許可制度は、公園管理者以外の事業者が都市公園内に飲食店や売店をはじめとする公園施設を設置、管理することについて、公園管理者が許可を与える事業手法です。この事業手法では、参入する事業者が設置する施設の整備費を負担し、事業期間中、公園使用料を行政に支払うことで、公園内での事業を行うことができます。この制度を利用する場合、事業期間が最長 10 年となります（更新可）。

②公募設置管理制度（Park-PFI）

公募設置管理制度（Park-PFI）は、公園において飲食店や売店等の収益施設等（公募対象公園施設）と園路、広場等の整備を一体的に行う民間事業者を公募により選定する事業手法です。この事業手法で収益施設を設置する民間事業者には、設置する施設の整備費と事業期間中の公園使用料に加え、収益施設にて得られる利益の一部を活用して、その周辺の園路や広場等の一般公園利用者が利用できる施設の整備や改修等を担っていただきます。ただし、事業者には特例措置として、事業期間が最長 20 年となる、建ぺい率の制限の緩和、自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔を占有物件として設置できるというインセンティブが与えられるので、より事業が行いやすい環境が提供されます。



図 本制度の概要図（出典：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン）

③PFI 制度

PFI 制度は、公共施設等の設計、建設、管理運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る事業手法です。この事業手法では、施設建設後の所有権移転のタイミングによって複数の事業方式に区分されています。また、事業類型として、行政が民間事業者へお金を支払う形態、行政が民間事業者へお金を支払わず、利用者が料金を支払う形態、それらを混合した形態があります。この制度を利用する場合、事業期間が概ね 10～30 年となります。

④DB方式

DB方式は、行政が整備に要する資金調達を行い、民間事業者に設計、建設を一括発注する事業手法です。この事業手法では、民間事業者のノウハウやアイデアを活かした設計・建設が可能となります。事業期間は設計及び建設で概ね 1～5 年となります。

⑤DBO方式

DBO方式は、行政が整備に要する資金調達を行い、民間事業者に設計、建設、管理運営等を長期契約等により一括発注する公設民営の事業手法です。この事業手法では、民間事業者のノウハウやアイデアを活かした良質で最適なサービスの提供、機能性の向上が期待でき、運営・維持管理性を考慮した設計・建設が可能となります。管理運営を含む長期契約となるため、事業期間は概ね 10～30 年となります。

⑥指定管理者制度

指定管理者制度は、公共施設の管理運営を行政が指定する者（指定管理者）に行わせる事業手法です。この事業手法では、施設の管理運営に、民間事業者等のノウハウを活用することで、利用者に対するサービスの向上が期待できます。なお、指定管理者は、施設の使用に係る許可を与えられるとともに、管理を行う公の施設の利用料金を自らの収入として収受することができます。この制度を利用する場合、事業期間が概ね 3～10 年となります。